

新 建 煥 報

第 326 号

2021.10

一般社団法人 新潟県建設業協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5

TEL 025-285-7111

FAX 025-285-7119

URL <http://www.shinkenkyo.or.jp/>



第24回 建設写真コンテスト

【佳作】 佐藤 孝さん

一般社団法人 新潟県建設業協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5

TEL 025-285-7111

FAX 025-285-7119

URL <http://www.shinkenkyo.or.jp/>

1 甲信越三県連絡協議会開催

当協会、山梨県建設業協会、長野県建設業協会による甲信越三県連絡協議会が7月8日（木）、ホテルメトロポリタン長野で開かれた。当協会からは正副会長、専務理事が出席し、山梨・長野の両県建設業協会幹部と質疑を交わした。

主催県である長野県建設業協会の木下会長より挨拶があった後、各県協会より提案のあった、地域版の公共事業中長期計画の策定、収益向上のための配慮、建設工事標準請負契約約款第30条の改善、道路除雪体制の確保など11議案について活発な意見交換が行われた。内容等を整理集約した上で、10月5日（火）に開催される「関東甲信越ブロック会議」において提案する。

なお、各県提案議題は下記のとおり。

●新潟県

1. 地域版の公共事業中長期計画の策定について
2. 適正な工期設定と条件明示について
3. 安定的・持続的な道路除雪体制の確保について

●山梨県

1. 働き方改革の推進における課題について
2. 現場技術者の育成及び処遇改善について
3. 地方零細企業の収益向上のための配慮について
4. ICTに対応する環境整備について

●長野県

1. 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について
2. 建設工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改善について
3. 施工時期の平準化の取組の一層の促進について
4. 時間外労働の上限規制の特例措置について



2 北陸地方整備局との意見交換会開催

公共工事の諸課題について、受発注者の双方が問題点や地域の実情等について意見交換を行い、双方が課題を共有するため、当協会と国土交通省北陸地方整備局との意見交換会が6月29日（火）、新潟県建設会館で開かれた。

整備局からは岡村局長、中野企画部長、佐藤建政部長、平田営繕部長、山田統括防災官など幹部が、当協会からは正副会長、直轄委員会副委員長、専務理事らが出席した。

冒頭の挨拶で、岡村局長はコロナ禍での公共工事の施工継続、昨冬の大雪の除雪対応に謝意を表した上で、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についても「しっかり執行していきたい」と決意を示すとともに、「DXを本格的に推進し、建設業が生まれ変わっていると実感できるようにしたい」と述べた。

植木会長は「5か年加速化対策が実行されることに期待する」とともに、「働き方改革と生産性向上を推進し、若者から職業として選択され、豊かな生活を享受できる産業づくりに取り組んでいく」と挨拶した。



整備局から令和3年度事業の取り組み等についての情報提供が行われた後、意見交換となり、将来の工事を把握するため、中長期の事業計画の策定を求めるなどの意見が出された。

[北陸地方整備局との主な質疑・意見]

- ・ 地域版の公共事業中長期計画の策定
- ・ 週休2日完全実施に向けた連携・支援
- ・ 適正な工期設定と施工条件明示の徹底・指導
- ・ ICT活用工事の普及に向けた取り組み など

3 中学生「土木出張PR」開催

建設業の将来の担い手確保、建設業全体のイメージアップを図ることを目的として、中学生に建設業（土木）の魅力を伝え、建設産業の社会的役割等について理解を深めてもらうために、新潟県、新潟県建設コンサルタント協会、新潟県測量設計業協会、当協会の4団体合同による「土木出張PR」を開催した。

実施日	実施校
6月24日（木）	上越市立浦川原中学校 2年生 35名
6月30日（水）	三条市立本成寺中学校 2年生 82名
	長岡市立刈谷田中学校 2年生 67名
7月1日（木）	長岡市立与板中学校 2年生 43名
7月6日（火）	新潟市立西川中学校 2年生 82名
7月6日（火）／7日（水）	南魚沼市立八海中学校 2年生 103名／1年生 98名
7月8日（木）	上越市立清里中学校 2・3年生 45名
7月13日（火）	魚沼市立魚沼北中学校 2年生 13名
7月27日（火）	私立新潟第一中学校 2年生 70名
8月18日（水）	長岡市立東中学校 2年生 94名
9月17日（金）	十日町市立川西中学校 2年生 39名



4 勉強会・講習会開催報告

(1) 「土木・建設基礎訓練コース」実施

雇用改善推進事業の一環として会員企業の新規入職建設従事者等を対象に、建設産業人としての動機づけや基礎となる資質の向上を図り、建設産業の担い手の育成と業界発展に寄与することを目的として、5月17日（月）～6月18日（金）の日程で、新潟県、県立新潟テクノスクール及びキャタピラー教習所新潟教習センターの協力のもと、14社23名を対象に実施した。



(新建協報 2021.10)

【訓練内容】

玉掛けや小型車両系建設機械の運転、丁張りの設置、鉄筋や型枠の組立て等の実習、建設機械による掘削・埋戻し、U字溝の敷設・撤去作業等。

○技能講習：玉掛け、小型移動式クレーン

○特別教育：小型車両系建設機械（整地）、高所作業車、締固め用機械（ローラ）、アーク溶接、足場の組立て等作業従事者、フルハーネス型墜落制止用器具

○安全衛生教育：刈払機取扱作業者、熱中症対策予防

(2) 「官民連携による建設業界説明会（前期）」開催

青年部会では、建設業界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、官庁（国土交通省北陸地方整備局・新潟県土木部）と民間団体（一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部・一般社団法人新潟県建設業協会青年部会）が一体となって、担い手確保・育成の取組みを推進することを目的に、オンラインによる業界説明会を下記のとおり開催した。

（※後期は1～2月頃開催予定）

【開催内容】

○日時 令和3年6月23日（水）16：30～18：05

第1部…16：30～ 第2部…17：20～

○会場 Zoom オンライン開催（配信会場：新潟県建設会館）

○主催者 8名（北陸地方整備局2名、新潟県土木部2名、建コン協会2名、青年部会2名）

○参加者 申込…59名、出席（最大接続数）…48名

○参加校 大学7校…新潟大学、長岡技術科学大学、新潟工科大学、長岡造形大学、敬和学園大学、金沢工業大学、東京都立大学

○内容 ①プレゼンテーション

・建設業界の概要について…新潟県土木部

・各主催者の業務内容について…発注者、設計者、施工業者

②ディスカッション（質疑応答）※当日扱えなかった質問は、後日回答を送付

・夏のインターンシップで準備しておくべきこと

・建設業の女性活躍について

・各主催者への質問 等

③メッセージ…北陸地方整備局



(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）講習会開催（CPDS認定講習：2unit）

あらゆる産業において、新たなデジタル技術を活用した競争が激化する中、各企業は競争力強化・維持のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）が求められており、各企業がDXを認知・理解し、生産性向上の参考となるよう、下記のとおり開催した。

【講習内容】

○日時 令和3年7月5日（水）13：30～15：00

○会場 新潟県建設会館

○参加者 45名



○内 容

- ・「県内産業デジタル化構想」の紹介
新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 課長 田中 健人 氏
- ・産業のデジタル化に向けた県事業の紹介
公益財団法人 いがた産業創造機構 渡辺 長幸 氏
- ・県内企業の先進事例の紹介
新潟県工業技術総合研究所 下越技術支援センター 参事 大野 宏 氏

(4) 建設廃棄物の適正処理に係る講習会開催（CPDS認定講習：4 unit）

一般社団法人全国建設業協会・一般社団法人日本建設業連合会等で組織する建設6団体副産物対策協議会と、建設マニフェスト販売センターとの共催により、建設廃棄物の適正処理とリサイクル推進を目的とした講習会を、7月8日（木）長岡会場（ハイブ長岡）、9日（金）新潟会場（朱鷺メッセ）、において計173名の参加を得て開催した。



【講習内容】

〔第1部〕環境関連法体系と建設廃棄物及び排出事業者責任について

長岡会場：前田 陽一 氏（西松建設株式会社 安全環境品質本部シニアマイスター）

新潟会場：笠井 賢一 氏（前 株式会社竹中工務店 安全環境本部 本部長付き）

〔第2部〕建設リサイクル法及び廃棄物の委託処理について

長岡会場：笠井 賢一 氏（前 株式会社竹中工務店 安全環境本部 本部長付き）

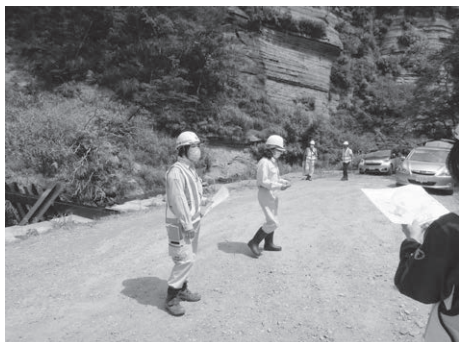
新潟会場：名知 洋子 氏（清水建設株式会社関西支店 安全環境部 環境グループ長）

〔第3部〕建設系マニフェストA票の記入演習、建設系紙マニフェストによる管理について

長岡新潟：戸田 伊作 氏（建設マニフェスト販売センター 総務部長）

(5) 女性部会「現場見学会及び意見交換会」開催

女性部会では、7月29日（木）糸魚川市内で現場見学会を開催した。幹事11名が参加し、筒石川事業間連携（通常砂防）緊急砂防堰堤工事を見学した。筒石川の現場は女性技術者が担当している工事であり、(株)笠原建設中村キヨ子・土木部5課長から工事概要について説明があり、建設工事現場の見学を通して建設業の社会的役割と魅力等についての認識をより深めることができ、大変有意義であった。また、意見交換会では、糸魚川地域整備部長瀬戸民枝氏をはじめ、若手女性職員や(株)笠原建設女性技術者と建設業における女性の定着促進、職場環境の整備などについて意見交換を行った。



【(株)笠原建設：中村キヨ子課長】



【見学会の様子】



【集合写真】



【意見交換会】

(6) 建設業経営講習会開催（CPDS 認定講習：2 unit）

会員企業の健全な経営に質するため、これからの企業戦略を立てるうえで、企業の経営状況の把握・分析に必要な各種情報の提供を目的とした講習会を、東日本建設業保証(株)新潟支店及び新潟県土木施工管理技士会との共催により、9月6日（月）新潟県建設会館において60名の参加を得て開催した。

【講習内容】

- テーマ 建設業界におけるSDGs（持続可能な開発目標）の動向と今後の展望
- 講師 (株)建設経営サービス 提携講師 三科 公孝 氏
- 主な内容
 - ①建設業とSDGs
 - ②SDGsとは何か
 - ③SDGsが生み出す新たな市場と経済
 - ④低価格化（コモディティ化）対策に有効なSDGs
 - ⑤人材採用にも有効なSDGs
 - ⑥SDGsをブランディングに活かす
 - ⑦SDGsで売り上げを上げる、新規顧客を獲得する
 - ⑧SDGsの提案が新規営業開拓の切り札になり始めた



5 建設業社会貢献活動推進月間中央行事開催

一 協会本部・糸魚川支部が建設業社会貢献活動功労者表彰を受賞一

（一社）全国建設業協会では、平成18年度より毎年7月を、「建設業社会貢献活動推進月間」と定め、各都道府県建設業協会並びに会員企業と連携の上で、幅広い社会貢献活動に取り組むとともに、国民・社会に広くアピールすることにより、公共事業及び建設業に対する理解を深める活動を展開している。

その一環として、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」が7月13日（火）に、経団連会館において開催され、社会貢献活動の功労者表彰、受賞者の活動事例発表会が行われた。

社会貢献活動功労者に対する表彰では、各都道府県協会、支部・地区協会、会員企業が取り組んでいる社会貢献活動（災害復旧支援活動、防災支援活動、環境美化活動、環境保全活動、建設業ふれあい活動、社会福祉活動、防疫活動）により36協会・支部などと、15社の会員企業が受賞した。

当協会からは、「協会本部」が今冬の大雪による関越道の立往生での人力除雪、上越地域の大雪での国道8号除排雪作業の災害復旧支援活動として、「糸魚川支部」が建設業のイメージアップを目的に毎年実施している「まちづくりと土木・建設フェア」の各種イベントが建設業ふれあい活動として評価され、それぞれ表彰された。

式典では、奥村全建会長より表彰状と記念の額が贈呈され、当会代表として出席した鈴木副会長に授与された。

行政情報コーナー

1 支部を通じて会員に周知をお願いした主な事項

日付	番号	所管庁	件名
6.25	104	県	工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等の一部改正について
6.28	106	県	新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）の適用範囲外構造物の工事成績採点について
	107	県	土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法の改訂について
7.27	131	厚生労働省	令和3年度（第72回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について
	132	県	建設工事入札参加資格審査申請における主観点の拡充について
7.30	133	国土交通省	「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について
8.4	137	国土交通省	「建設業法施行令に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準」及び「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正等について
8.10	143	国土交通省	建設業法令遵守ガイドライン等の一部改正について
	144	国土交通省	下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
8.18	145	県	農地部請負工事成績評定実施要領の一部改正について
9.9	165	勤退共	建設業退職金共済制度の掛金日額等の改定について
	166	国土交通省	「建設業取引適正化推進期間」の実施について

会員の動き（敬称略）

1 鈴木副会長「国土交通大臣表彰」受賞

令和3年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰において、当会の鈴木副会長（糸魚川支部・㈱笠原建設代表取締役）が7月10日付で受賞した。

同氏は、平成18年5月に当会理事に就任、協会活動の中核業務に参画し、平成28年5月から今日に至るまで副会長を務め、協会活動・運営の活性化に努めるとともに、県内建設業発展の中心的役割を果たし、建設業の振興・発展に尽力している。

また、当会糸魚川支部長として、支部会員の団結と親睦の要を説き、同業者の結束に努めるとともに、支部会員と協会本部の連携強化に努めている。



鈴木副会長

2 退会会員

7月31日付 ㈱石津組（新潟） R3.9.30 現在会員数：410社

3 代表者変更（新任者）

6月15日付	北栄建設（株）（新潟）	取締役社長	相田 知巳
6月29日	越後交通工業（株）（長岡）	代表取締役	伊比 久
9月1日	鈴喜建設（株）（三条）	代表取締役社長	鈴木 正志

債権保全を強化しませんか？

KKS保証ファクタリングのご案内

～国土交通省 下請債権保全支援事業～

KKS保証ファクタリングとは、国土交通省が創設した「下請債権保全支援事業」に基づき、貴社が取引先（建設企業）に有する債権を保証するサービスです。東日本建設業保証グループである（株）建設経営サービス（以下「KKS」）が決済の保証をしますので、取引先が倒産した場合は、KKSから保証金をお支払いいたします。

KKS保証ファクタリングはこんなお客様におすすめです!!

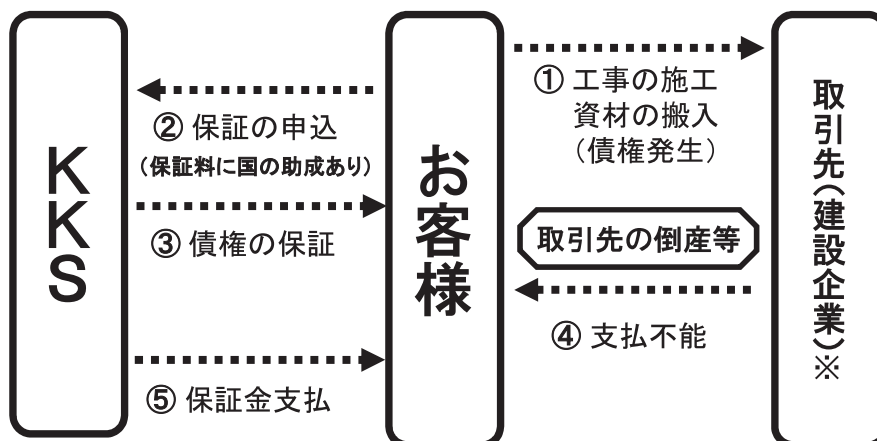
過去に**焦付き**で痛い目を見た!!

新しい取引先との仕事は不安だ!!

取引先に知られることなく保全したい!!

仕事した分は**確実に回収**したい!!

KKS保証ファクタリングのしくみ



※取引先(建設企業)は、過去2年間に公共工事の受注実績がある企業または経営事項審査を受審している企業であることが要件となります。

ご利用のメリット

1

債権保全の強化

債権が回収できない場合は、保証期間・限度内で債権を100%保証します。

2

助成による保証料の減免

保証料率の3分の1(年率1.5%を上限)が国の助成により減免されます。

3

保証の形式は個別保証と枠保証

お客様のニーズに合った商品をお選びいただくことができます。

4

取引先の拡大

ファクタリングの活用により、社内の与信限度を超えた取引の拡大が図れます。



保証の種類

「KKS保証ファクタリング」には、『個別保証』と『枠保証』という2つの商品がありますので、お客様のニーズに合った商品をお選びいただいたうえ、ご利用下さい。

個別保証

『個別保証』は、このようなお客様に適した商品です。

- お取引先に対し、既に請求書を発行されているお客様
 - お取引先から手形・電子記録債権を受け取っているお客様
 - 手形・電子記録債権割引（資金化）を希望されるお客様
- ※保証申込の時点で、債権額の確認ができるものが保証対象です。

枠保証

『枠保証』は、このようなお客様に適した商品です。

- お取引先と下請契約等を締結したばかりのお客様
 - 工事毎に発生する債権の保証を長期にわたり希望されるお客様
- ※保証申込の時点で、債権額の確認ができないものが保証対象です。



手続きの流れ

保証の打診

保証希望先の
銘柄リストのご提出

保証料のご連絡

保証引受条件を
貴社にご連絡

保証のお申込

保証料のお支払・
申込書のご提出

保証の開始

「保証承諾書」の交付

保証の打診から約10営業日で保証を開始します



ご利用の留意点

- ご利用いただける方
資本金20億円以下または従業員1,500人以下の建設企業または資材企業の方
お申込み時点で、行政庁から「営業停止処分」、「指名停止処分」または「許可取消処分」を受けていない方
- 保証料率
年率2.0%（助成後）～制度上の上限15.0%
保証料率の3分の1（年率1.5%を上限）が助成金により減免されます。
保証と併せて割引を利用される場合は上記保証料に上限2.00%の割引料が加算されます。

※保証に際してはKKS所定の審査があります。審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。なお、審査の基準等に関するご照会には一切応じかねますのでご了承下さい。

詳しくは今すぐお電話!!

制度に関するお問合せ先→東日本建設業保証(株)新潟支店 025-285-7151

お申込に関するお問合せ先→(株)建設経営サービスファクタリング事業部 03-3545-8523

詳しくはWEBで

検索

www.kks-21.com

東日本建設業保証グループ



東日本建設業保証株式会社 新潟支店

新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館3F TEL 025-285-7151



株式会社 建設経営サービス

東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ9F

TEL 03-3545-8522 (コンサル・調査事業本部) 03-3545-8523 (ファクタリング事業部)

資金業登録番号 関東財務局長 (4) 第01480号

Copyright© Kensetsu Keiei Service Co.,Ltd. All rights reserved



日本電子認証株式会社

東京都中央区築地5-5-12 浜離宮建設プラザ3F TEL 0120-714-240 (ヘルプデスク)

重要

共済証紙の切替え及びこれに伴う手帳の取扱いについて

(建退共事務を行っている支社・営業所等にも周知くださいますようお願いいたします)

1 共済証紙の切替えについて

- (1) 令和3年10月1日の切替日以降、金融機関(代理店)では、320円証紙のみを販売し、310円証紙は一切販売いたしません。

<証紙と掛金日額>

赤・青証紙	掛金日額
1日券	320円
10日券	3,200円



(注)現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されます。

- (2) 現在お持ちの共済手帳には、令和3年9月30日までの就労日数分について、310円証紙を貼付し、令和3年10月1日以降の就労日数分については、320円証紙を貼付してください。
- (3) 310円証紙の購入は、令和3年9月30日までの就労見込み分のみを購入し、令和3年10月1日以降の就労日に貼付する分については、320円証紙を購入してください。

2 310円証紙と320円証紙との交換について

- (1) 310円証紙は、令和3年10月1日以降は貼付することができませんので、残った310円証紙(未使用証紙に限る)は、次により金融機関で320円証紙に交換してください。なお、交換期間により取扱い窓口が異なりますので(4)をご参照ください。

- ・共済契約者証又は事務受託者証を提示のうえ、窓口で交換を申し出てください。
- ・交換枚数の相違を防止するため、赤証紙・青証紙の別及び1日券・10日券の別に分類し、種別毎に枚数を明示してください。
- ・消印した証紙は、交換できません。

- (2) 交換に際しては、赤証紙は赤証紙の同一券(1日券は1日券、10日券は10日券)と、青証紙は青証紙と同一券とのみ行います。

シート状態の証紙 (1日券1シート100枚)(10日券1シート50枚)	シートの状態で金融機関(代理店)の窓口へ提出してください
シートから切り離された状態の証紙	ばら証紙貼付台帳(適宜コピーして使用してください。)に貼付し、金融機関(代理店)の窓口へ提出してください。

- (3) 310円証紙32枚につき、320円証紙31枚の割合で交換します。
310円証紙に31枚以下の端数が生じたときは、差額金(1日券の場合には1枚につき10円、10日券の場合には1枚につき100円)を払って320円証紙と交換してください。
なお、差額の最高額は交換枚数にかかわらず、1日券で310円、10日券で3,100円になります。

例えば、310円証紙1日券100枚をお持ちの場合は、次の計算により、40円の差額金を支払っていただき、320円証紙97枚と交換していただくこととなります。

310円証紙枚数	A:お持ちの310円証紙枚数 B:交換される新証紙枚数 C:支払っていただく差額金			320円証紙枚数
A	旧掛金日額	新掛金日額		B
100	310	320	=	96.8750
			=	97
				(小数点以下切り上げ)

320円証紙枚数	新掛金日額	310円証紙枚数	旧掛金日額	差額金
B		A		C
97	320	100	310	40

(4) 共済証紙交換期間と取扱い窓口

310円証紙から320円証紙への交換における金融機関の全代理店での取扱いは、令和3年10月1日から令和3年12月末日までの3か月間となります。(※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。)

なお、建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月未までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関（代理店）
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建設業退職金共済事業本部のみ

(5) 電子申請方式の退職金ポイントへの交換

※令和3年10月1日以降は、310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。(交換方法は電子申請専用サイトでご確認ください。)

3 共済手帳の取り扱いについて

共済証紙が切り替えられても、**現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。**

したがって、現在お持ちの共済手帳に、令和3年9月30日までの就労分の310円証紙を貼付しても、証紙貼付欄に証紙を貼付する余白があるときは、継続して320円証紙を貼付してください。

更新していただく場合は、更新申請書に必要事項を記入し、共済手帳を添えて各都道府県支部に提出してください。

なお、令和3年10月1日以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することができませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようにご注意ください。

(参考)新退職金早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。

・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

10月・11月は建設共済保険加入促進月間です！

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。
(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関：(一社)新潟県建設業協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7-5
Tel.025-285-7111 Fax.025-285-7119



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

公益法人の運営で掛金が魅力、

この機会に経費の見直しを!

建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会の要請に応じてスタートした我が国初の労災上乗せ補償保険です。建設業界による自主的な共済保険制度であり、営利事業ではなく低経費で運営しています。

また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっていきます。企業の安定経営、また大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。

【建設共済保険の掛金の目安は】(年間完成工事高契約の場合)

◆掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

補償対象者：現場労働者となります(下請を含みます。)

*被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

年間掛金は以下のとおりです。

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円)
の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

※保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 新潟県建設業協会

Tel 025-285-7111

受注状況

(8月末)元請総計2,449億円 前年度比102.3%

◎8月分の元請受注状況

前年同月比は、公共は土木5.0%・35億円の減、建築21.8%・7億円の減で、計17.8%・42億円の減。民間は土木17.3%・13億円の減、建築0.9%・1億円の減で、計6.3%・14億円の減。

8月分計は12.2%・56億円の減となった。

◎8月末累計

前年同期比は、公共土木5.4%・49億円の減、建築11.8%・23億円の増で、公共計は2.3%・25億円の減

民間土木10.5%・31億円の増、建築5.0%・49億円の増で、民間計は6.3%・81億円の増。

8月末累計は2.3%・55億円の増となった。

◎地区別

土木：県内の公共は、中越0.4%・1億円の増、佐渡39.1%・10億円の増、上越、下越はふるわず、県内公共計4.8%・37億円の減

民間は、上越21.7%・5億円の増、下越51.3%・32億円の増、佐渡35.3%・0.3億円の増、中越はふるわず、県内民間計19.1%・29億円の増。

県外の公共は、8.6%・11億円の減、民間1.2%・2億の増。

建築：県内の公共は、中越59.6%・39億円の増、佐渡284.7%・12億円の増、上越、下越はふるわず、県内公共計18.1%・32億円の増。

民間は、上越35.5%・18億円の増、中越20.4%・36億円の増、下越6.9%・20億円の増、佐渡65.3%・3億円の増、県内民間14.8%・76億円の増。

県外の公共は、36.5%・8億円の減、民間は5.7%・27億円の減。
(前年同期比)

R3.4～R3.8月累計地区別受注状況表 (R2：R3対比)

(単位：百万円)

			上越	中越	下越	佐渡	小計	県外	計
土	元請	民間	21.7 2,716	▲11.9 5,966	51.3 9,497	35.3 138	19.1 18,317	1.2 14,379	10.5 32,696
		公共	▲19.6 13,497	0.4 31,843	▲5.7 25,319	39.1 3,396	▲4.8 74,055	▲8.6 12,133	▲5.4 86,188
		計	▲14.8 16,213	▲1.8 37,809	5.1 34,816	38.9 3,534	▲0.9 92,372	▲3.5 26,512	▲1.5 118,884
木	下請	民間	20.2 2,344	18.0 4,957	34.8 3,761	98.9 179	24.5 11,241	▲0.5 3,188	17.9 14,429
		公共	23.1 3,971	1.2 5,206	1.9 5,108	106.5 1,305	11.2 15,590	▲12.9 5,273	4.0 20,863
		計	22.0 6,315	8.8 10,163	13.6 8,869	105.5 1,484	16.4 26,831	▲8.6 8,461	9.2 35,292
建	元請	民間	35.5 6,961	20.4 21,084	6.9 30,502	65.3 648	14.8 59,195	▲5.7 44,634	5.0 103,829
		公共	▲35.1 2,047	59.6 10,484	▲10.8 6,644	284.7 1,585	18.1 20,760	▲36.5 1,472	11.8 22,232
		計	8.7 9,008	31.1 31,568	3.3 37,146	177.7 2,233	15.6 79,955	▲7.1 46,106	6.1 126,061
築	下請	民間	6.3 1,948	▲27.7 1,530	▲8.6 2,231	47.3 324	▲8.7 6,033	16.2 1,281	▲5.2 7,314
		公共	▲70.3 41	▲91.9 258	96.4 332	▲85.2 53	▲82.2 684	— 23	▲81.6 707
		計	0.9 1,989	▲66.2 1,788	▲1.8 2,563	▲34.7 377	▲35.7 6,717	18.3 1,304	▲30.5 8,021
合	元請	民間	31.4 9,677	11.4 27,050	14.9 39,999	59.1 786	15.8 77,512	▲4.1 59,013	6.3 136,525
		公共	▲22.0 15,544	10.6 42,327	▲6.8 31,963	74.5 4,981	▲0.6 94,815	▲12.7 13,605	▲2.3 108,420
		計	▲7.6 25,221	10.9 69,377	4.1 71,962	72.3 5,767	6.2 172,327	▲5.8 72,618	2.3 244,945
計	下請	民間	13.5 4,292	2.7 6,487	14.5 5,992	62.3 503	10.4 17,274	3.8 4,469	9.0 21,743
		公共	19.3 4,012	▲34.3 5,464	5.0 5,440	37.3 1,358	▲8.8 16,274	▲12.5 5,296	▲9.8 21,570
		計	16.2 8,304	▲18.3 11,951	9.8 11,432	43.3 1,861	0.2 33,548	▲5.8 9,765	▲1.2 43,313

上段：前年同期比 (%)